

泉南市自治基本条例

逐条解説

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 基本原則（第4条～第6条）

第3章 まちを創る市民（第7条～11条）

第4章 まちを創る仕組み（第12条～第17条）

第5章 まちを創るための議会（第18条～第20条）

第6章 まちを創るための行政（第21条～第29条）

第7章 連携と交流（第30条～第33条）

第8章 実効性の確保（第34条・第35条）

（前文）

私たちのまち泉南市（以下「本市」といいます。）は、大阪府の南部に位置し、緑豊かな和泉山脈と豊穰^{じょう}の茅渟^{ちぬ}の海がもたらす貴重な恵みを楽しみ、まちが形づくられてきました。熊野街道がまちの中央部を貫き、数多くの史跡とともに五穀豊穰を願う秋祭りなど、今でも往時の面影を残す四季折々の伝統と文化が息づいています。一方で、日本の国際拠点となる関西国際空港を対岸に臨み、人、モノ、情報の交流拠点として、世界の人たちとも手を携えることができる臨空都市としてその歩を進めています。

私たちは、先人たちが守ってきた豊かな自然、育んできた歴史と伝統、そして切り拓いてきた世界への扉など、今日まで歩んできた軌跡をたどり、資産として次世代を担う子どもたちへ引き継ぎ、未来へ紡いでいく責務を有します。市民一人ひとりが自らの権利と責務を重く受け止め、先人たちの進取の気性と時代に対応できるたくましい行動力をもって、共に力を合わせ、支えあいながら地方分権時代にふさわしい個性あるまちづくりを進めていかなければなりません。

私たちは、このような決意のもと、まちづくりの主体として地方分権社会の到来を新たな飛躍の機会と捉え、魅力あるまちの創造に取り組むとともに、基本的人権を尊重して地域の絆を深めあい、自主、自立した地域社会の実現をめざすことを自治の基本理念とし、ここに泉南市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の由来や背景、市民自治によるまちづくりの方向性や基本原理をわかりやすく述べ、市民自治によるまちづくりの主体である私たちの決意を宣言したものです。前文において主語となる「私たち」とは、市民、市議会及び行政（市長を含めた執行機関）であり、以降の各条項においては、自らを主語としてその役割や行動基準を表明しています。また、「市民自治」とは、地方自治の本旨に基づく多様な主体によって自らの意思と責任において行われるまちづくりを意味します。

第1段落では、泉南市の地勢と歩んできた歴史、現状を述べています。泉南市は、大阪都心部から南へ約40kmの距離に位置し、市域は大阪湾と和泉山脈に囲まれて温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。東縁を走る和泉山脈は、金剛生駒紀泉国定公園の一部としてハイキングや自然観察など多くの人々が訪れ、一方、西方に広がる「茅渟の海」は、和泉と淡路の間にある海の古称で現在の大阪湾の一角を示し、そこには砂浜や干潟など貴重な自然環境が残されています。

また、市域では旧石器時代から人々の営みが行われてきたことが推測されます。以降、平安末期から室町時代にかけては熊野詣が盛んになり、市域を貫く熊野街道の沿道は宿場として栄え、今でも当時の町並みの面影が強く残されています。一方、平成6年に関西国際空港が泉州沖に開港し、西日本を中心とした広域的な人、モノ、情報の交流拠点として活性化するとともに、その対岸のりんくうタウンには製造・加工業など空港関連産業が集積するなど、近年、泉南市は臨空都市として急速な発展を遂げてきました。このように、市域には連綿と受け継がれてきた伝統と歴史が息づく一方で、日々新たな歴史が創造されています。

第2段落では、第1段落で述べた泉南市の豊かな自然や歴史・伝統、発展が先人たちの努力により築かれてきたものであることを改めて認識し感謝するとともに、私たちはそこから学び、それらを市の資産として、未来の象徴である子どもたちへ確実に承継していく責務があることを宣言しています。「軌跡をたどり」とは、泉南市が歩んできた歴史をふりかえってそこから新たに学ぶことをいい、「未来へ紡ぐ」とは、学び得たことを活用しながら、持続可能な地域社会を築いていくことを意味します。

そのため、少子高齢化をはじめとする高度・複雑化する地域課題に対応し、地方分権の進展に沿ったまちづくりを行っていくため、私たち一人ひとりが市民自治によるまちづくりを担う主体であることを認識するとともに、自らの役割と責務を自覚し、地方分権時代にふさわしい、個性豊かなまちづくりを進めていく決意を述べています。

第3段落では、その決意を受けて、私たちが協働して魅力あるまちを創造すること、そして地域の絆を深めあい、自主・自立した地域社会を実現すること、この2つを自治基本条例を貫く市民自治の基本理念として高らかに掲げ、「泉南市自治基本条例」を制定することを宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた理念に則り、泉南市における市民自治の基本原則、市民の権利と責務、市の役割と責務並びにまちづくりの仕組みを定めることによって、各主体が協働して個性豊かで魅力あるまちを創造するとともに自主、自立した自治体にふさわしい市民自治を実現し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。

【解説】

理念とは、本条例を貫く最高の理想的概念であり、前文において泉南市の自治の基本理念を明らかにして、以降の各条項において、泉南市における市民自治の基本原則（第4条）、市民の権利と責務（第7条、第9条）、市の役割と責務（第21条～第23条）、市政運営の仕組み（第24条～第29条）など、まちづくりの基本的なルールを定めています。

そして、本条例に基づきまちづくりを進めることによって、「各主体の協働による魅力あるまちの創造」と「自主、自立した自治体にふさわしい市民自治を実現」し、それにより最終目的である「市民福祉の向上」をめざすことを、まず第1条として宣言しています。

・日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

・地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市民自治及びまちづくりの基本となる事項を定めるものであり、他の条例、規則等を制定改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとしします。

2 市は、他の条例、規則、規程、計画等についてこの条例のもとに体系的な整備を図るよう努めます。

【解説】

(第1項)

本条例は、自治の基本理念に基づき、まちづくりに関する判断、評価、行為などの拠るべき基準（基本事項）を定めるものであるため、市が条例や規則などを新たに制定する場合、もしくは既存の条例や規則などを改正する場合、または解釈、運用する

場合、いずれにおいてもこの条例の趣旨を尊重し、その内容と整合性を図る必要があります。

(第2項)

地方自治体の条例は、主に地域の課題を設定し自主的に制定したもの（自主条例）または法令の規定に基づき制定したもの（法令事務条例）であり、それぞれが個々の目的をもって制定されたものであるため、全体的に統一された体系を形作っているわけではありません。ここでは、自治基本条例を基本とした法令等の体系化の整備をめざし、自治基本条例自体の実効性を確保することを述べています。

(基本となる用語)

第3条 この条例で使用する基本となる用語は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 市民

泉南市内に居住する人、在勤又は在学する人、市内で事業又は活動を行う者（以下「事業者」といいます。）をいいます。

(2) 市

本市の市議会及び市の執行機関をいいます。

(3) まちづくり

市民自治の確立のために行われる全ての公共的な活動をいいます。

(4) コミュニティ

一定の地域の人と人とのつながりを基盤として、自主的にさまざまな地域課題への取り組みを進めている団体及び知縁や不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを共通目的として積極的に活動を展開している団体を合わせていいます。

(5) 参画

市民が、まちづくりに関する企画立案、実施及び評価の各段階において主体的に関与し、取り組むことをいいます。

(6) 協働

市民と市又は市民と市民が、それぞれの責任と役割を認識し、互いの特性を尊重しながら、連携及び協力して地域社会の共通課題の解決に取り組むことをいいます。

【解説】

泉南市が、自治基本条例に基づき、これから市民自治によるまちづくりを進めていくうえで、意識や認識を共有しておくため、条例を通して必要となる重要な用語を定義付けしています。

(第1号)

本条例における「市民」とは、単に住民基本台帳に登録されている人々だけを表しているのではなく、市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことができない、市

内の事業所で働く人や市内の学校へ通学する人、また事業所所在地の市内外を問わず主として泉南市内で活動する事業者や市民活動団体を含めた、広義での「市民」を意味します。

(第2号)

泉南市における行政執行の総体として「市」を定義したもので、地方自治法に基づく執行機関（長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）と市議会を総じて定義しています。

(第3号)

「まちづくり」とは、地方自治法における市民福祉の向上という最終目的を達成するために行われる、多様な主体による公共的な活動の全てを表します。

(第4号)

「コミュニティ」には、泉南市内の区をはじめとする地縁にもとづく地域コミュニティと、共通のテーマや目的を互いに共有してそれに基づき活動を行っている団体や組織などを表すテーマコミュニティの二つに大別されます。本条例においては、いずれもその活動の効果が地域に還元することから、併せて「コミュニティ」と定義しています。

(第5号)

「参画」とは、政策の企画立案、実施、評価などのさまざまな過程において積極的に市民が意見を表明し、行動することを意味し、「参加」よりも市政、まちづくりへの関わりの度合いが強い状態を表します。

(第6号)

「協働」とは、まちづくりの担い手である市民と市が共通の市民自治によるまちづくりを進めていくため、それぞれの異なる特性を理解し、尊重しながら、対等な関係のもとで連携し、相乗的に活動効率を上げることと定義しています。

第2章 基本原則

(市民自治の原則)

第4条 市民及び市は、互いに自主性を尊重しあい、市民の参画を得て市民の意思に基づき、さまざまな地域課題に取り組むことを原則とします。

【解説】

地方分権時代の進展に伴い複雑・高度化する地域課題に適切に対応していくためには、市民もしくは市だけでその対応を行うのは不可能です。そのような山積する地域課題に迅速かつ適切に対応するためには、互いにその役割を尊重しつつ、市民の参画を得て相互に連携を図りながら協力してまちづくりを進めていくことが肝要です。そのような今後めざすべきまちづくりに対する姿勢を、市民自治の原則を確立するため明記しています。

(情報共有の原則)

第5条 市民及び市は、各々が保有する情報が共有財産であることを認識し、互いに共有し、まちづくりに活用することを原則とします。

【解説】

市民自治によるまちづくりを進めていくうえで、市民と市との情報共有は不可欠です。政策の企画立案から実施、評価に至る過程での情報や市民生活に重大な影響を及ぼすようなものについては、受動的な情報公開だけではなく、積極的な情報提供により情報共有を推進していくよう努めるべきです。

同様の考え方にに基づき、市民のまちづくり活動に関する情報については、市民から行政へ情報を提供し共有を図るべきであり、またまちづくりに取り組んでいる市民同士における情報についても共有を促進する必要があります。

(参画と協働の原則)

第6条 市民及び市は、多様な主体によるまちづくりを推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。

【解説】

市民が積極的に市政に参画していくためには、市政運営にかかる企画立案から実施、評価に至る過程の全ての段階において参画機会を保障する必要があります。そのため本条項において基本原則として規定し、以降の条項でさまざまな参画の手段（意見聴取制度、住民投票、市民提言、審議会など）を設けています。市民自治によるまちづくりを進めていくためには、これからそれ以外にもさまざまな方法、制度を検討し参画を保障していかなければなりません。

また、まちづくりの主体である市民と市が相互に理解し、信頼関係を構築して協働、協調してまちづくりに取り組むことも併せて基本原則として定めています。

第3章 まちを創る市民

(市民の権利)

第7条 市民は、国籍、性別、年齢等に関わらず、平等にまちづくりに参画する権利を有します。ただし、参加、不参加に関わらず差別的な取り扱いを受けるものではありません。

- 2 市民は、法令等により制限される場合を除き、市政に関して全てのことを知る権利を有します。
- 3 市民は、良好な環境で暮らし、活動する権利を有します。
- 4 市民は、活動に関して自主性、自立性が尊重される権利を有します。
- 5 市民は、市が提供するサービスを受ける権利を有します。

【解説】

市民が、市民自治によるまちづくりの主体として、これから安心して積極的にまちづ

くりへ参画し、協働していくためには、市民の権利を明確に規定し、市はそれを保障しなければなりません。

本条項においては、まず市民はまちづくりの主体であること、そして市政運営にかかる計画立案から実施に至る過程のあらゆる段階において、まちづくりへ参画する権利があることを明記しています。また、社会的弱者といわれる人々も含めた市民全員が、常に対等な立場でまちづくりへ参画できることを保障しています。なお、市政に参画しようという意思はあるが、身体が不自由であったり、時間が自由にならなかったり、いろいろな理由によって参画したくても参画できない人々については、参画していないことを理由にして不利益を被ることのないよう配慮しなければならないことも併せて規定しています。

そして、まちづくりの活動に必要となる、市政に関する情報を公共の福祉に反しない範囲で市民が知ることができる権利を規定しています。

なお、市民の権利は公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重されるべきであり、その権利に行使にあたっては制限を加えられたり、威圧的に関与されたり、不当な差別的な取り扱いを受けるものではないことを保障するものです。

(こどもの権利保障)

第8条 市は、こどもがまちづくりに関する意見を表明、表現することができる機会を積極的に設けるとともに、その意見を尊重するよう努めなければなりません。

【解説】

国連の「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を国が批准していることなどの背景を踏まえ、次世代を担う子どもが自らに関係あるまちづくりについて、意見を表明、表現する機会を設けることは、まちづくりへの参画の機会の確保として重要な意味を持ちます。なお、まちづくりに関する意見の表明、表現とは、ボランティア活動などを通じたまちづくりへの参画も含んでいます。

子どもの範囲については、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、また児童福祉法で18歳未満を児童としていることなどから、市民のうち18歳未満の者を想定しています。

・児童の権利に関する条約

第1条 この条約の運用上、児童とは、18歳未満の全てのものをいう。ただし、当該児童でその者に運用される法律により、より早く成年に達したものを除く。

・児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。(省略)

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。

2 市民は、まちづくりの主体としての多様性を認め、全ての人権を守るとともに弱者や環境に配慮するよう努めなくてはなりません。

3 市民は、まちづくりを通じて良好な環境を次世代へ引き継がなければなりません。

4 市民は、まちづくりに参画するにあたって自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。

5 市民は、第7条に定める権利の行使にあたっては濫用することなく、常に公共の福祉に配慮するよう努めなければなりません。

【解説】

市民自治によるまちづくりを推進する主体のひとつである「市民」の責務を定めており、前条項（市民の権利）の規定とは双対の関係となっています。市民の責任ある行動を求めるにあたり、法令の遵守や納税などの「義務」としてではなく、市民の主体性に依拠した「責務」として規定しています。ただし、まちづくりへの参画が消極的な市民もいることから、ここでは参画を義務付けることなく、努力規定にとどめています。

(第1項)

前条において、まちづくりへ参画する権利を認める一方で、市民自身がまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりへ参画する努力をする義務があることを規定しています。

(第3項)

前条において、良好な環境で暮らし、活動する権利を規定する一方で、その活動を通じて良好な環境を次世代のこどもへ引き継いでいく責務を規定しています。

(第4項)

前条において、活動に関して自主性、自立性が尊重される権利を認める一方で、自らの発言、決定および行動に責任を持つ責務があることを規定しています。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、市民として責務を遵守することと併せ、社会的な責任を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るとともに、まちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境と生活環境に配慮するよう努めなければなりません。

【解説】

自然環境と生活環境に配慮したまちづくりを行っていくうえで、事業者の社会貢献活

動（CSR）の必要性はますます高まっています。事業者も、広義の市民に含まれるため、当然、市民の権利と責務を有します。ただし、事業者は、その事業活動が環境に与える影響が大きいことから、事業者の社会貢献活動に対する意識を高め、自覚を促すことによって、地域との調和を図るために努力する必要があることを規定しています。

（コミュニティ活動）

第11条 市民は、コミュニティ活動に積極的に参画し、交流を重ねながら地域課題に取り組むよう努めます。

2 市民は、コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成とともに参画しやすい開かれた体制づくりに努めます。

3 市民は、地域の絆を深めてより広域的な地域課題の解決に取り組むため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織を設置することができます。

4 市は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、協働して地域課題の解決に取り組むとともに、その活動を守り育てるため必要な支援に努めなければなりません。

【解説】

地域の活動は市民自治の原点であり、市民が自らの意思と責任において、地域における公共的な活動を行うことをコミュニティ活動といいます。市民が主体となって地域課題に対応するため、区をはじめとする基礎的なコミュニティの活動について必要な規定を定めています。

（第1項）

市民は、近隣でお互い助け合う「共助」の考え方に基づき、まずは基礎的なコミュニティの活動に積極的に取り組む努力を行うよう規定しています。

（第2項）

市民は、新たな課題に対応でき持続的に活動できる体制づくりをめざして、新たな人材の育成とだれもが参加できる開かれた体制づくりに努める必要があることを規定しています。

（第3項）

現在、コミュニティが抱えている全国的な課題は、社会環境や生活環境の変化によって、より複雑・広域化しており、基礎的なコミュニティで対応することが困難なケースが生じており、そのような高度な地域課題に対して効率的、効果的に対応するためには、基礎的なコミュニティの枠組みを超えて取り組む必要があります。本条項では、地域特性を共有する小学校区単位や公民館単位など、複数の基礎的コミュニティが連携し、まとまった一定の基本単位として行う「広域的なコミュニティ活動」を想定しています。

(第4項)

市は、市民のコミュニティ活動を尊重し、協働して課題に取り組むとともに、コミュニティが重要なまちづくりの主体となり、地域が継続的に活動に取り組むことができるよう、コミュニティを支援する責務を有することを規定しています。

第4章 まちを創る仕組み

(情報の公開・提供)

第12条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する理解と信頼を深めるため、市の保有する情報を公開するとともに、多様な媒体を活用して積極的に提供するよう努めます。

2 市民は、あらゆる機会を通じて市民同士の情報共有に努め、共有した情報を有効活用し積極的にまちづくりに活かすよう努めます。

3 情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

(第1項)

市民自治によるまちづくりをすすめる上で、市が市民の知る権利を保障することは不可欠です。本条項では市民の参画と協働を支援するため、市の情報公開における方針と情報提供について規定しています。

(第2項)

市民は、市からの情報提供を受けてまちづくりへ活かすだけでなく、それを他の市民へ提供するなど、積極的に市民同士で情報交換を行い、広く共有し合うことが望まれます。

(第3項)

情報の公開及び提供については、本条例ではその目的、趣旨等の基本的事項についての記載にとどめ、当該制度に関する詳細は泉南市情報公開条例へ委任しています。

・泉南市情報公開条例（平成11年条例第17号）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開し、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市民による市民のための市政の発展に資することを目的とする。

(個人情報の保護)

第13条 市は、情報共有の推進にあたり、市の保有する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を保障するため、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じます。

2 個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

（第1項）

情報化社会が進展する中、国の個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報を適切に取り扱うことによって、市民の人権を守る責務とともに個人情報保護の方針について規定しています。

（第2項）

個人情報の保護については、本条例ではその目的、趣旨等の基本的事項についての記載にとどめ、当該制度に関する詳細は泉南市個人情報保護条例へ委任しています。

・泉南市個人情報保護条例（平成19年条例第3号）

第1条 この条例は、市の保有する個人情報の開示、訂正及び削除等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（意見公聴制度）

第14条 執行機関は、政策形成過程における市民参画の機会を創出するとともに市政の透明性と公平性の向上を図るため、市政に関する重要な事項について事前に案を公表し、広く市民から意見を聴取します（以下「パブリックコメント制度」といいます。）。

- 2 執行機関は、提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行い、提出された意見に対する考え方を明確にして、結果と理由を公表しなければなりません。
- 3 パブリックコメント制度について必要な事項は、別に定めます。

【解説】

市政運営に対する市民参画の仕組みのひとつとして、市民に意見を求める代表的な手法である意見公聴制度（パブリックコメント制度）について規定しています。

（第1項）

「市政に関する重要な事項」とは、「総合計画」「地域防災計画」「地域福祉計画」など、市の将来の政策等についての基本方針、基本事項を定める計画や指針全般を指し、条例・規則はもちろんのこと、構想・計画・指針・プラン・都市宣言などの名称は問いません。

（第2項）

当該案に対して意見が出された場合には、これに対して市の考えを付して、公表しなければなりません。また、成案の策定にあたっては、これを受けて十分検討し、考慮した上で決定しなければなりません。

(第3項)

意見公聴制度については、本条例ではその目的、趣旨等の基本的事項についての記載にとどめ、当該制度に関する詳細は泉南市パブリックコメント制度運用要綱へ委任しています。

・泉南市パブリックコメント制度実施要綱

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度について必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市民参加型の公平公正な市政の推進に資することを目的とする。

(審議会等への参画)

第15条 執行機関は、審議会その他の附属機関の委員を選任する場合は、原則として全部又は一部を公募により選任するよう努めます。ただし、公募に適さないなど正当な理由がある場合はこの限りではありません。

2 執行機関は、委員の構成について男女の均衡、年齢、地域、国籍及び他の委員との重複に配慮しなければなりません。

【解説】

市政運営に対する市民参画の仕組みのひとつとして、市民が審議会など執行機関の附属機関へ参画できる規定を定めています。附属機関が果たすべき役割として「さまざまな特定事項に関して、市長からの諮問に基づき答申する」役割を担っており、審議会等の附属機関への参画は重要な市民参画の手法のひとつとして位置づけています。

(第1項)

審議会や協議会などの執行機関の附属機関等の委員を選任する場合には、可能な限り市民から選任することを定め、意思政策形成過程において、最大限に市民の声を活かすことができるように規定しています。

(第2項)

執行機関の附属機関の委員を選任する際には、専門的な知識とその中立性に十分配慮するとともに、附属機関の委員の構成を検討する際において男女の比率、年齢、住んでいる地域、国籍に配慮し、また他の委員と委嘱が重複しないよう注意を払う必要があることを定めています。

・地方自治法

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

(市民からの提言)

第16条 執行機関は、市民から意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係を調査し、わかりやすく誠実に応答するとともに、これを市への提言と捉え、これからのまちづくりへ繋げていきます。

【解説】

市政運営に対する市民参画の仕組みのひとつとして、広聴制度について規定しています。市は、市民から寄せられる意見、要望、苦情などの対応について、市民の権利と利益保護の観点から、迅速で適切な対応に取り組み、速やかに改善していかなければなりません。

そして、出された意見等は貴重な財産であると考えて、これからの市政運営に反映させていくべきであることを規定しています。

(住民投票)

第17条 住民は、市政に関する重要事項について広く住民の意思を確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき、当該事項にかかる住民投票の実施に関する条例の制定について市長へ請求することができます。

2 市議会の議員及び市長は、市政に関する重要事項について、直接住民へ意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を発議することができます。

3 市長は、第1項の請求において、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施に関する請求があったときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければなりません。

4 住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定めます。ただし、住民投票の投票資格を定める場合は、未成年者及び定住外国人に配慮しなければなりません。

5 市民及び市は、住民投票の結果を最大限尊重しなければなりません。

【解説】

市政運営に対する市民参画の仕組みのひとつとして、泉南市が直面する将来にかかる重要課題に対し、市民の意向を把握しその結果を尊重するため、住民投票の規定を定めています。なお、本条項でいう「住民」とは、地方自治法第10条及び第11条に規定しているとおり、市域に住所を有するもの（住民）であり、かつその属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有するもの（有権者）となります。

(第1項)

市が直面する重要課題については、地方自治法第74条（第1項）の規定に基づき、住民投票を実施すべく、有権者総数の50分の1以上の連署をもって、市長へ住民投票の実施に関する条例の制定について請求をすることができるとする、市民からの発議に関する規定です。

(第2項)

第1項に規定する市民の発議に加えて、地方自治法第112条による議会の議員からの発議、及び同法第149条による市長からの発議について定めています。

(第3項)

第1項に基づく市民からの住民投票の実施に関する条例の制定について請求があった場合、その連署が有権者総数の4分の1を超える場合には、市長は、市民の強い意思を真摯に受け止め、住民投票を実施しなければならないことを義務づけています。

(第4項)

住民投票を実施するにあたり必要となる詳細については、条例で定めることとしています。特に投票資格については、年齢及び国籍に配慮しなければならないことを義務づけています。

(第5項)

二元代表制で市民から選ばれた市議会及び市長は、住民投票の結果について、その事案にかかる賛否の割合も含めて、市民の意思であると受け止め、これを尊重して当該重要課題に対処することを規定しています。

・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

第11条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

(1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

第5章 まちを創るための議会

(市議会の役割)

第18条 市議会は、市民の信頼に基づく負託に応え、本市の意思決定機関として、市の重要事項を議決します。

2 市議会は、執行機関について、市政運営を監視し、けん制する機能を有します。

【解説】

市議会は、地方自治法においてその権能（権限と能力）及び運営について詳細に規定されていますが、議会も市民の負託を受けたまちづくりを担う主体のひとつであることを明確にするため、自治基本条例に改めて位置づけておく必要があります。

（第1項）

市民自治によるまちづくりを推進するため、市議会が市の重要な政策の意思決定を行う権能を有する重要な機関であることを確認するため、明記しています。

（第2項）

市民の意思が市政に反映されているかどうか、また適正に市政運営が行われているか絶えず監視、チェックし、けん制する重要な機能を有していることを明記しています。

・地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。（以下省略）

（市議会の責務）

第19条 市議会は、積極的に情報を提供することにより市民との情報共有を図り、説明責任を果たすよう努めなければなりません。

2 市議会は、議会への市民参画を推進し、市議会の活性化を図るとともに開かれた議会運営に努めなければなりません。

3 市議会は、政策立案や政策提言に関する機能を強化し、その活用に努めなければなりません。

【解説】

市議会は、市民の意思を的確に把握するため、多様な方法で市民が抱える地域課題を把握するように努め、これを議会の活動及び政策の立案に反映させていくことが重要となります。

市議会は、傍聴しやすい環境づくりを行うため工夫したり、さまざまな媒体を活用してわかりやすく議会情報を提供したりするなど、市民が議会への関心や参加の意欲を高めることができるように新たな取り組みを積極的に進める必要があります。

（第1項）

市議会は、保有するさまざまな情報を積極的に市民へ公開、提供し、市民と情報を共有することによって、市議会の説明責任を果たす役割があります。そのため市議会の活動全般にわたって、分かりやすく市民へ説明する責任があることを明記しています。

（第2項）

議会への市民参画とは、議会やその他会議（委員会）等への傍聴の促進などを意味し、議会活動に関する市民啓発を進めることにより、市民に身近な市議会及び開かれた市議会の実現を目指すこととなります。

(第3項)

市民自治の原則に基づくまちづくりにおける市議会の責務として、市政への民意の反映状況のチェックや市政に対する調査・監視の役割を果たす役割を担っています。また議会自身の政策立案機能の向上と立法機能の強化に努めなければならないことを規定しています。

(議員の責務)

第20条 議員は、公正かつ誠実に責務を遂行することにより、市民への説明責任を果たすよう努めなければなりません。

2 議員は、市民との対話を心がけ、積極的に市民の意向把握や意見交換を行い、開かれた議会をめざさなくてはなりません。

3 議員は、自らの役割を深く自覚して、市民全体の利益を優先して行動し政治倫理の確立と自己研鑽けんざんに努めなければなりません。

【解説】

「市」のうち、行政については執行機関とその補助機関である職員の責務を併せて規定することによって個々の責務をより明確にし、市民に対する責務を果たそうとする意図があります。

同様に、市議会においても個々の議員の責務を規定することによって、総体として市民に対する責務を果たそうという姿勢を明確に示すことを目的としています。

第6章 まちを創るための行政

(市長の役割)

第21条 市長は、市民の信頼に基づく負託に応え、市政の代表者としてリーダーシップを発揮し、まちづくりのビジョンを示します。

2 市長は、市民参画と協働によるまちづくりを進め、市民福祉の向上をめざします。

3 市長は、経営感覚をもって効率的かつ効果的に市政を運営します。

【解説】

市長は、地方自治法に基づき、地方自治体を代表するとともに、地方自治体の事務を管理、執行します。市長が示すまちづくりのビジョンとは、自らの公約、総合計画及び市議会で表明する市の予算を踏まえた市政運営方針などのことを示すものであり、市長はこれらに沿って市民参画と協働を促進することになります。

そして市民の意向を重要視して、適正に判断し市政の課題に対処することにより、本条例の目的である市民福祉の向上を目指します。

・地方自治法

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄しこれを代表する。

(市長の責務)

- 第22条 市長は、まちづくりのビジョンを実現するため、俯瞰的に実情を把握し、総合的な市政運営に努め、市民への説明責任を果たさなければなりません。
- 2 市長は、市民福祉の向上を図るため、市民の視点に立って市民の参画を推進し、協働によるまちづくりの実現に努めなければなりません。
 - 3 市長は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、柔軟で機能的な組織づくりを行うとともに、職員の指揮監督に努めなければなりません。

【解説】

市長は、清新で活力ある市民自治機能が低下を招かないよう、情報公開の徹底、市政運営の透明性の確保、議会との適切な緊張関係の維持、市民との協働などを通して、常に自らのビジョンの実現に向けて、精力的に市民自治を推進する責務があることを明示しています。

(第1項)

市長は、本条例の目的を達成するための基本理念に則り、行政運営の方針を明らかにして計画的に市政運営を遂行する責務を規定しています。

(第2項)

基本原則として掲げている市民の参画と協働を推進することにより、市民自治の確立とビジョンの実現を目指すことを規定しています。

(第3項)

市長が自ら任命権者として職員を適切に指揮監督し、本条例で定める基本理念の実現と目的達成のため、第4条から第6条に掲げる基本原則に基づき制度等を整備し、そのための環境を整えることを規定しています。

・ 地方自治法

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

(職員の責務)

- 第23条 職員は、全体の奉仕者として社会情勢や行政需要に的確に対応し、最少の経費で最大の効果をあげるため、市民の視点に立って公正、誠実かつ創意をもって政策課題に取り組まなければなりません。
- 2 職員は、市民との信頼関係を築き、積極的に協働して地域課題に取り組み、説明責任を果たさなければなりません。
 - 3 職員は、その専門性と政策能力の向上をめざし熱意をもって自己研鑽に励むとともに、職務について責任を持ち、不断の改善に努めなければなりません。

【解説】

地方分権による基礎自治体への権限移譲が進み、新しい諸制度に対応し、多様化する市民のニーズに応じて行政の運営を行っていくため、執行機関の補助機関である職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を行うべく、常にそれを意識する必要がありますことから規定しています。

（第1項）

職員は、前例主義に捉われることなく、創意工夫に努めるなど常に職務についても改善に取り組む姿勢が必要です。

（第2項）

職員は、地域へ飛び込み、積極的に情報を得て地域課題に取り組むとともに、説明責任を果たす必要があります。

（第3項）

職員は、意欲を高めるとともに研修などを通じて職務に関する技術や能力を高めたり、新たな能力開発を行ったりするなど、常に自己研鑽、自己啓発に努める必要があることを規定しています。また、職員は、強固な信頼関係による責任ある体制を構築すべく、常に職務について責任をもち、不断の改善に努めなければなりません。

・ 地方自治法

第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方公務員法

第30条 全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（総合計画）

第24条 市長は、本市の将来の姿を明らかにし、政策資源を有効に活用して市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て、めざすべき将来像を定める基本構想及び構想を実現するための基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、執行機関が行う政策等は原則としてこれに基づかなければなりません。

【解説】

総合計画は、市の全ての計画の最上位に位置し、まちづくりの将来ビジョンやこれからの政策、施策及び事務事業を明確化するものです。そのため市政運営は全て総合計画に基づき、企画立案、実施、そして評価が行われます。

平成23年の地方自治法の改正（平成23年法律第35号）により、地方自治体の総

合計画策定義務は廃止されましたが、泉南市においては、総合計画は長期的な市政運営を行っていくうえで不可欠であると考え、地方自治体の政策展開の根拠たる地位を確立すべく、自治基本条例において明確に位置づけるものです。

総合計画は、まちづくりの目標と内容、また自治基本条例はまちづくりの方法とルールをそれぞれ定めるものであり、互いにその特徴に応じ役割分担をして車の両輪のようにまちづくりを支えます。

(第1項)

平成23年5月に地方自治法が改正されたことにより、市町村の基本構想の策定義務が撤廃されましたが、総合計画は、将来を見据えた、長期の市政運営を展開していく上で不可欠であることから、自治基本条例によりその策定と議会の議決を義務づけるものです。また、これにより基本構想を具現化する下位計画である基本計画も議会の議決を経ることになります。

(第2項)

総合計画は、地方自治体の行政計画の最上位に位置するものであるため、市が行うあらゆる分野にかかる政策、施策については、総合計画に根拠を置く必要があることを規定しています。

(政策法務)

第25条 執行機関は、市民のニーズや地域課題を的確に把握し、地域の実情に応じた効果的な政策を展開するため、法令等の自主的な解釈、運用に努めるとともに、積極的に条例等の制定に取り組みます。

【解説】

地方自治体は、地方分権の趣旨に則り、拡大された条例制定権と自主解釈権を活用し、政策を実現していくことが求められます。それにより職員は、法令を遵守してその職務を遂行しなければならず、職務の執行にあたり自らが法律を犯し、恣意的に法令解釈を曲げてはなりません。

まちづくりにおいて、地域の特色ある政策を実現するため、積極的に法令制定に向けた検討を行うとともに、自主的かつ適正に法令を解釈、運用する（使いこなす）よう努めるということを定めています。

(財務)

第26条 執行機関は、最少の経費で最大の効果をあげるよう総合計画を踏まえて予算を編成し、効率的かつ効果的に執行することにより健全な行財政運営に努めます。

2 執行機関は、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立って財政基盤の強化を図ります。

【解説】

平成19年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、4つの指標が示され、市は総合的な財政状況を的確に把握し、健全化を図ることが求められています。行財政運営とは、行政の目的である市民福祉の向上を図るため、優れた企業の経営理念・手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立って自らの判断と責任で行財政活動を展開していこうとするものです。本条項では、これを踏まえたくて泉南市の行財政運営の健全化の方向性を定めています。

（第1項）

市の執行機関は、地方自治法の趣旨に則り、総合計画と財政計画に基づき健全で持続的な運営を行わなくてはなりません。予算の編成及び執行については、総合計画に基づいて行われなくてはなりません。

（第2項）

市が保有する財産についても適正に管理し、効果的な活用を図るとともに、中長期的な計画のもと、事業の選択と集中を繰り返すことにより事業の見直しを図り、財政基盤の強化に努めることも併せて規定しています。

・地方財政法

第1条 この法律は、地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

（危機管理）

第27条 執行機関は、市民の安全を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、緊急事態に適切かつ迅速な対応ができる危機管理体制を整えるとともに、市民の自助、共助に関する活動を支援します。

【解説】

市は、市民が安全に安心して暮らし、活動することができるよう、市民の身体、生命及び財産を災害から守る義務があります。市は、災害を未然に防ぐため、市民へ危機意識の高揚や耐震化促進にかかる啓発活動を行うとともに、被害を最小限に抑えるため、市において日ごろから迅速で機能的な行動が図れる総合防災体制を確立するなど、安全・安心なまちづくりへの取り組みについて定めています。

また、個人やコミュニティが自発的に行う防災に関する活動（自主防災組織活動）を側面から支援する必要があることも併せて定めています。

（行政手続）

第28条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続の確保に努めます。

2 行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

（第1項）

行政運営の公正と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するための処分や行政指導等を行うための基準及び手続きを定めることを規定しています。

（第2項）

本条例では、その目的、趣旨等についてのみ記載することとし、制度に関する詳細は、泉南市行政手続条例（平成12年条例第22号）へ委任することを明記しています。

・泉南市行政手続条例（平成12年条例第22号）

第1条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続に関し共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

（説明責任）

第29条 執行機関は、政策等の企画立案、実施及び決定の各過程における状況と効果について、市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。

【解説】

市の執行機関は、政策等のあらゆる過程において説明責任を有し、誠実に果たすべき義務があることを規定しています。

説明責任については、第12条（情報の提供・公開）及び第16条（市民からの提言）に基づき、事務事業の執行の根拠や内容を積極的に提供し、丁寧に説明することを前提としています。

第7章 連携と交流

（国及び大阪府との連携）

第30条 市は、国及び大阪府と対等、協力の関係にあることを踏まえ、互いの役割を認識し、役割分担に基づき連携及び協力して自主、自立したまちづくりを進めます。

【解説】

地方分権の理念に基づき、国、大阪府との連携と協力の必要性について規定しています。平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、機関委任事務が廃止され、国の地方自治体に対する指揮監督権が廃止され、自治権が拡大したことにより、国と地方自治体は上下の関係ではなく、対等、協力の関係となりました。

この条項は、第31条に掲げているような連携による広域的な課題への取り組みを目指すものではなく、「補完性の原則」に基づき、国及び大阪府と互いに適切な役割分担を行い、水平連携をとりながら泉南市自体の自主、自立したまちづくりを進めていこう

とする規定です。

(他の自治体等との連携)

第31条 市は、他の自治体及び関係機関と積極的な情報交換と相互理解を図り、連携及び協力して、広域的な共通課題の解決やまちづくりに取り組みます。

【解説】

市が抱えるさまざまな課題の中で、広域的な視点から取り組むべき課題に対して近隣の地方自治体や大学、行政機関などと協力して効率的、効果的に取り組む姿勢を規定しています。

教育、福祉、環境などあらゆる分野で共通に抱えている課題については、情報共有をはじめとして広域的な連携を図り、協力・協調して取り組むべきであり、その際には、協議会の設置、組織の共同設置、事務委託などあらゆる広域連携の手法について検討を行う必要があります。

(市外の人々との交流)

第32条 市民及び市は、あらゆる分野における活動を通じて市外の人々と交流し、その人々の知恵や善意、提言をまちづくりに活用するよう努めます。

【解説】

人の流れが広域化することに伴い、市民同士の交流だけではなく、他の地域（地方自治体）で活動している人々（団体、組織）と交流を促進し、その関係を深化させることによって、他の地域の事例を学び、よいところを積極的に吸収し、泉南市のまちづくりへ活かしていくことが重要です。

平成20年の地方税法等の改正により、住んでいるところにかかわらず、寄付を通じて任意の地域へ一定の貢献、応援ができるようになりました。（ふるさと寄付制度）本条例では、そのようなふるさと寄付を通じてまちづくりを応援してくれる人々の温かい想いをここで「善意」として表現しています。

(国際交流)

第33条 市民及び市は、これからのまちづくりにおいて国際社会との関係や国際的な視点が重要であることを認識し、積極的に国際交流を促進するよう努めます。

2 市は、関西国際空港と連携及び協力して、世界の人、モノ、情報の交流拠点となる国際都市にふさわしいまちづくりを進めます。

【解説】

ボーダーレス社会の時代が進展し、今後、海外を含めたあらゆる地域から多くの人々が来訪すると予想されており、これからはそれを認識した上で、常住人口だけではなく交流人口の観点からもまちづくりを展開していく必要があります。

泉南市は国際拠点となる関西国際空港を有する臨空都市として、多くの人が行き交う国際都市にふさわしいまちづくりを目指します。

(第1項)

市の現状に即した地方自治体レベルでの国際交流とともに、市民レベルでの活発な国際交流が行われることを想定しています。

(第2項)

市は、関西国際空港を地域資源として活用するとともに、互いに連携を図りながら協力して、観光、環境及び交流に関する取り組みを推進するなど、世界からの人、モノ、情報が集まる国際都市をめざすべく、まちづくりを進めていくことを想定しています。

第8章 実効性の確保

(条例の推進)

第34条 市は、この条例の目的を達成するため、条例を推進する体制を整備することにより、一層の実効性の確保に努めなければなりません。

【解説】

市は、自治基本条例を単なる理念条例に終わらせることなく、市民自治によるまちづくりのツールとして活用するために、条例を推進していく効果的な体制を構築することを義務付けています。

(条例の見直し)

第35条 市は、社会情勢や地域社会の状況を勘案し、この条例についておおむね4年ごとに見直しを行い、改正する必要がある場合は速やかに改正し、実効性を確保するよう努めなければなりません。

2 市民及び市は、常に条例の実効性を確保することにより、この条例を将来にわたって育てていかなければなりません。

【解説】

(第1項)

経年による本条例の形骸化を防ぎ、その時代に即した条例であり続けるため、市長選挙および市議会議員選挙の期限である4年をひとつの目安として、関連制度を含めて本条例の内容を検証し、必要に応じて見直すことを明記しています。

(第2項)

本条例における基本理念は恒久的なものであり、時を経て社会情勢や環境の変化によって条例が形骸化、陳腐化しないように、市民と市がともに見守り、育てていくことを義務付けています。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第17条第3項及び第4項の規定は、規則で定める日から施行します。